

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

昭和二十年九月四日

米兵不法行為対策

資料二関充件

國立公文書館	
分類	日文 28
(返)	(背)
3	A
排架番号	15
	11-7-1

0014

## 保外登第第六號

昭和二十年九月四日

内務省保安課長

大藏監視廳特高部長  
大阪府治安部長  
各廳府縣警察部長  
(宗各地方總監府第一部長)

殿

米兵不法行為對策資料関スル件

度進駐米兵ニヨリ惹起セラレツアル各種不法行為  
態様並之が對處策別添付候條参考資セラ

10

國立公文書館	
分類	④ ①
配架番号	3 A 15
	11-7-1

米兵、不法行爲、態様並對処策ニ就イテヘ其ノ二

既報ノ通り米軍本土進駐ハ今日迄ノ処大易的ニ八大  
ナル摩擦ナク平靜ニ推移シツツアルモ何分ニ七大部  
隊ノ連續上陸ノ事トテ動トモスレバ聯合軍總司令全部  
ト隸下軍團トノ間ニ統制連絡ヲ欠キ又指揮官ノ命令  
ノ末端ニ徹底せズ加之米兵獨特ノ民族性並戰勝心理  
第二起因シテ局部的ニ八大小様々ノ不法行爲發生シ  
ツツアリ 目下ノ処國內官兵共ニ平靜ナルモ遂次上  
陸進駐スル部隊ノ種々ナル行爲累積スルニ於テハ民  
心ニ與フル影響ハ必ズシ玉樂觀タ許サザルモノマリ  
ト認ケラレ我方トシテハ發生セル具体的不法事例ハ

速力ニ全テ聯合軍司令部ニ嚴重抗議中ニシテ先方モ  
一應誠意アル態度ニ出デツ、アルモ末端ニ於ケル斯  
種ノ事端ハ必ズシモ直ナニ改善困難ナルノミナラズ  
今後益々増加ヲ予想セラルルヲ以テ目下ノ如ハ極力  
未然防止ニ努ムルト共ニ  
、發生セル事犯  
、確証ヲ固メ先方ノ反省ヲ促ス外事犯ノ發生ニ關聯  
スル社会的悪影響ヲ最少限度ニ止ムル措置ヲ構ズル  
等ノ外無キ現状ニ有之。現在迄ニ發生セル不法行為  
ノ態様並對處策左ノ通りニ付指導取締上参考ニ舊セ  
ラレ度

(3)  
一、米兵不法行爲ノ態様

1. 婦女子強姦猥褻事件

現在迄（九月二日正午）發生セルハ横須賀市内  
 戸家三件三名（犯行者米海兵隊所屬兵士）及千  
 葉縣館山市外安房郡西岬村民家二件二名（米八  
 軍海軍部隊）ナリ

①之等八上陸直後巡察ト禍シテ二人乃至數人ノ  
 兵士組トナリ官廳民家ヲ問ハズ侵入検索ヲ爲  
 ス傍ラ婦女子ヲ物色シタルモノニシテ特ニ千  
 葉縣ノ例ニアリテハ巡察兵八自動車ヲ運轉シ  
 テ一陸地莫近傍ノ村落ニ立入りタルモノナリ

(1) 時刻ハ何レモ晝間ニシテ男子等出勤又ハ出漁

中ナリシモノ

(2) 強盗ノ行ハレタルハ何レモ婦女子ノミノ留守

居ノ家屋内ニシテ先ツ年眞似ニテ往交ヲ求メ

犯絶セラレタル後拳銃ヲツキツケテ敢行セリ

牛ニハ豫メ紙幣様ノモノヲ示シテ代償タダヘ

ルガ如キ態度ヲセルモノアリ

四件中輪轂一件、輪轂セントシテ黒サザリシ

失一件、母子共ニ犯セルモノ一件、被害者

年令八三十歳前後ノモノ多シ

(3)

村役場井戸使局ニ至リテ婦女子事務員ノミ留

(5)

守居ヲ爲シ居レルニ對シ乳房頬等ニ觸レ戯レタル事例アリ

ハ尚米軍律ニ於テモ強姦等ノ不法行爲ハ重ク罰スルコトトナリ、上官ヨリ禁止セラレアルモノハノ如ク例ヘバ一人ノ内一人が見張リニ立ツ等上官ニ隠レテ殺カニ斯ル行爲ニ及ビタル例アリ

2. 警備警察官ニ對スル不法行爲  
警備警察官ニ對スル不法行爲ハ横浜・横須賀・東京  
都・木更津・鎌山等各地ニ頻發シツツアリ

(4) 警察官ヲ軍人ト誤認シアルニ依ルモノメハ發

(v)  
警察官ニ依リ危害ヲ加ヘラルベシトノ恐怖心ニ  
ヨルモノ

横須賀・館山ニ於ケル事例ハ米海兵十數名が警  
察官四名ヲ武裝解除シ之ヲ捕ヘテ連行シタル  
モ後警察官ナルコト判明シテ釈放セル事例、  
薄暗闇ニ警察官走レルヲ自己ニ迫レルモノト  
誤認シ拳銃ヲ発砲シ傷害ヲタヘタリ  
警察官ノ裝備ニ關スル總司令部ト我政府トノ  
ア解事項不徹底ナルニ依ルモノ  
警察官ニ對シ拳銃ヲ突キ付ケテ身體検査ヲ爲  
シ武器ヲ取り上ゲタル事例各地ニ散發ス。又

(2)

特異ナル事例トシテハ武裝解除セル後警察官側代表者ノ説明ヲ納得シ返却セル事例モアリ

（）所謂記念品漁リニ依ルモノ

米兵ノ記念品漁リノ習慣ニ依ル掠奪行為拳ニ違ナキモ警察官憲ニ對シテモ無遠慮ニ拳銃ヲ突キ付ケ其ノ携帶裝備セル刀・拳銃・腕時計等ヲ奪取セルモノ多シ又派出所等ニ置キタル日本刀・拳銃・小銃等ヲ米兵ガ窃取セル事例歟カラス

（）其件ノ不法行為篇

（）自動車等車物ノ乗り逃げ數多シ

自動車三輪車等乗リ物ニ對スル関心深ク或ハ  
 警察官署用自動車ヲ無理矢理ニ濫用シ、疾行中  
 ノ自動車ヲ停車セシメテ乗客ニ拳銃ヲ突キ付  
 ケテ威嚇ノ上乗リ迹々ヲ爲ス等ノ所爲多ク斯  
 種被害八官民ノ區別ナシ  
 (c) 記念品魚リ  
 歩行中ノ邦人ヨリ時計ヲ奪取シ又ハ檢索ト稱  
 ネテ民衆ニ立入り種々ノ物品ヲ強要シ商店ニ  
 テ置物又ハ記章ヲ賣上僅カノ収貨又ハ使用残  
 リノ車票ヲ支拂ヒタル事例多シ  
 (d) 言語通ゼザルニ依ルモノ

本兵八拳銃ヲ突キ付ケル癖アリテ結果道路ヲ  
訊又ル爲ノ行動ナルコト後ニ至リ判明セル如  
キ事例アリ

(4) 食料品・飲料品掠奪セルモノ又多シ

入拳銃商店等物發砲至りテ酒類・強羅スル等又空屋等ニ立  
通行中ノリヤカニヨリ種々ノ食料品ヲ奪取シ  
拳銃ヲ發砲シテ邦人ニ危害ヲ加ヘタル事例ハ  
上記之外ニ現在迄認メズ・拳銃ハ主ト  
シテ邦人威嚇乃至輕視ノ心理ヨリ濫用サルル  
非ヤト認メラル

(10)

## 三、對處策

- (1) 嚴重ナル抗議ヲ爲シ先方ノ自主的正ヲ喚起スルコト。事件發生ノ都度一刻ヲ爭上嚴重抗議ヲ爲スコトハ最も必要ナリ
- (2) 中止ニ至リテハ外務省内終戰連絡事務局ヲ通ジテ聯合軍總司令部ニ抗議シツツアリ
- (3) 現地ニアリテハ事故發生ノ際速力ニ先方現地指揮官ニ賴上嚴重執拗ニ抗議ヲ爲シ是正ヲ求ムルヲ要ス
- (4) 米軍ニアリテ元軍律上強姦ハ死刑ニ該当シ記念品魚リハ特許付看取シ取締申ナルモノ、即

(二)

抗議ヲシテ最モ有効ナラシムルニハ現實ニ犯  
者ヲ確認スルア要ス 即チ犯行ノ事實内容時  
日場所被疑者ノ氏名年令其ノ他犯行者ノ姓名  
容貌身分階級其ノ他ノ特徵其ノ他犯行者確認  
ノ爲ノ諸種ノ搜查資料等ヲ速力ニ確認蒐集ス  
ルコトガ必要ナリ

2 婦女子強姦予防トニテハ  
小生駐地並ニ附近ノ住民特ニ婦女子ニ對シテハ  
不矣ヲ之テ不法行為ヲ誘發スルが如キ行動ヲ  
絶對防止シ又多方ニ間際ヲ見セザル態度工夫

ラ具体的ニ繰返シ指導シ徹底ラ期スルコト  
 但シ新聞ニ依ラズ圓覽板・口傳・常会利用等ニ依  
 ルヲ適當トス又之ニ依リ却ツテ一般ニ動搖ラ  
 今ヘザルコト  
 婦女子ニ對シテハ獨歩、夜間ノ外出ヲ絶對禁止  
 スルコト  
 婦女子ノミノ留舟居、際ハ戸締ヲ嚴ニスルカ  
 又ハ男子ノアル場所ニ退避セシムルコト。晝  
 間ト雖玉上陸地矣並ニ附近ハ検索ヲ実施セラ  
 ルヲ以テ危険ナリ  
 併保正相互ニ協力警戒シ一人ニ事故生ゼント

(28)

シタル時ハ大聲ヲ發シテ救ヲ求メ之ニ應ジテ  
近隣ノ者集リテ制止スル様共同防衛ノ習慣ヲ  
ツケ置ク様指導スルコト  
爲シ得レバ婦女子ノ精神教育ニ付適当ナル方  
法ヲ採ルコト 例ヘバ貞操ヲ守ル爲ニハ死ヲ  
決シテ抵抗シ止ムヲ得ザレバ相手ニ危害ヲ加  
ヘルモ正当防衛トニテ許サルベキコトヲ納得  
セシムルコト、犯行アリタル場合ハ速力ニ届  
保スル様指導シ置クコト  
(4) 駐紮地附近ニハ警察官乃警備補助員ヲ増置シ

(14)

(八)

テ二人乃至数人ノ巡視班ヲ編成シ米兵検索時  
其他危険ナル時期ニ於テハ部落内ヲ常ニ巡回  
シ米兵不法行爲敢行ノ余地ヲ失ヘザルコト  
キ兵ハ現在迄ノ処男子ノ居ル場合ハ犯  
行ヲ避ケ居ル如ク見受ケラル

(八)

米兵慰安所ヲ急設スルコト  
進駐決定セル時ハ附近適当ナル場所ニ慰安所  
ヲ急設スルコト 慰安所ハ表面聯合軍司令部  
ト之于ハ公認セザル所ナル如キモ自衛方法ト  
シテ斯種施設ハ絶対必要ナリ、但シ先方内部  
無統制ヨリシテ場合ニ依リ進駐決定急ニ通

(15)

3. 警察官一對スル不法行爲防止策

策

合アルヲ以テ事態ニ對應シ得ル爲メニハ移動式慰安所ヲ成ルベク多々工夫用意スルコト肝要ナリ

(二) 目下中央ニ於テ交渉中ナル共米兵上陸ニ際シ又ハ其ノ他ノ場合ニ民衆ノ檢索ヲ實施スル場合ハ我方警察官立合ノ上篇廿三ムル様考慮中ナルモ現地ニ於テハ中央ノ正式指令ヲ待タズ部隊上陸直後速力ニ警察側責任者ハ涉外機關ヲ通ジテ又ハ必要ナル場合ハ直接先方指揮者ト会見シテ此を打合実施サト成

(78)

- (ii) 進駐部隊ニ對シテ警察官、服制並ニ任務武裝等ヲ速カニ理解セシムルコト。此ノ爲ニ進駐直後速力ニ警察側代表者ハ涉外機關ヲ通ジ又ハ必要ナル場合、直接先方指揮官ト懇談理解ヲ求メ且部下ニ徹底セシムル方策ヲ強力ニ要請スルコト。
- (iv) 在ニ關シ中央ニ於テハ聯合軍總司令部ト打合ノ上警察官ニ一足ノ標識ヲ付スル等判別ノ方途ヲ構ジツツマリ。
- 進駐地警備監察官用トシテ成ルベノ通訳ヲ準備シテ言語不通ニ依ル事故ヲ避タルコト。

(二) 警察官ニ對スル各種不法行爲アリタル場合ハ  
重大ナル抗議資料ナルヲ以テ犯行者搜査ニ必  
要ナル證據ヲ出来ル限り確保スル如ク心掛け  
ルコト

4. 其ノ他

好奇心、一時、出来心ニ依ル各種、不法行爲悪戯  
的行爲ニ對シテハ米軍、自肅措置ニ俟ツ、外  
今ノ處有効ナル方策ナキヲ以テ努力ニ邦人ヲシ  
テ我ヨリ進ンデ米兵ニ接觸セシメザル様指導シ  
又畫重品等米兵ノ眼ニ觸レザル様注意、要アリ  
又官廳公用自動車ニハ進駐部隊ト協定シ一走

0007

(A)

様式ノ標識  
ト思料ス  
ハ莫語  
ラ付スルコトモ有効ナラズヤ

以上

芳井亭